

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒（02-19）の動作確認において、1ノッチ引抜き操作を行ったところ、2ノッチ連続で引抜ける事象が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	復水脱塩装置再生用水ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴/50秒程度）が認められたため、当該部を点検・調整	D	
3	3号機	原子炉建屋照明用分電盤の点検において、原子炉格納容器内照明用電源回路に絶縁不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用発電機の点検において、固定子巻線用楔に軽度な緩み（全504本中、15本）が認められたため、当該箇所を修理	D	
5	3号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 1、3、4）の弁開度測定計器の点検において、開度検出用リンク機構のボルト及びボルト穴に摩耗が認められたため、当該部品（計3組）を交換	D	
6	3号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン及び給気ファン用タイマーリレーの点検において、動作不良（1台）が認められたため、当該リレーを交換	D	
7	3号機	中性子計測系平均出力領域モニタ（A）の点検において、当該モニタのバイパススイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	C	
8	3号機	原子炉冷却材浄化系入口配管の破断検出用圧カスイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧カスイッチを交換	D	
9	5号機	原子炉建屋5階の床ドレンファン用機器ハッチの取手に破損が認められたため、当該取手を交換	D	
10	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュームレータの充填水入口弁（計15台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	残留熱除去系（B系）原子炉停止時冷却モード注水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
12	6号機	燃料の取出し作業において、「障害物検知」の警報発生と同時に燃料交換機が燃料プール上部にて自動停止したため、燃料取出し作業を中断及び対応検討	D	
13	その他	マスコミへの公表文「起動操作中の1号機における原子炉の手動停止に関する調査状況について（平成21年3月6日）」のホームページへの掲載において、添付資料の掲載忘れが認められたため、当該添付資料を掲載及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで